

## 福知山市上下水道部公共工事中間前金払に関する事務取扱要領

平成25年4月1日

(趣旨)

第1条 この要領は、福知山市工事請負契約約款（平成11年福知山市告示第64号。以下「約款」という。）第35条第3項の規定に基づく中間前金払を行うために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 工事 公共工事中間前金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号。以下「法」という。）第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の保証に係る公共工事
- (2) 中間前払金 中間前金払により支払われる前払金
- (3) 保証事業会社 法第2条第4項に規定する保証事業会社
- (4) 保証契約 法第2条第5項に規定する保証契約

(中間前金払の要件)

第3条 中間前金払の対象となる工事は、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 1件の当初契約における請負代金額が300万円以上の工事であること。
- (2) 約款第35条第1項の規定による前払金を既に支出していること。
- (3) 工期の2分の1を経過していること。
- (4) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (5) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

(中間前金払の割合)

第4条 前項の場合に発注者が受注者に支払う中間前払金は、請負代金額の10分の2以内とする。ただし、前払金と中間前払金との合計額が請負代金額の10分の6を超えてはならないものとする。

(継続費又は債務負担行使に係る契約)

第5条 継続費又は債務負担行為に係る契約で、前払金を各会計年度の出来高予定額に対して支払うものについては、各会計年度における年割額に対応する出来高予定額を対象として中間前金払をすることができるものとする。

2 発注者は、受注者が中間前金払を選択した場合においても、継続費又は債務負担行為に係る契約における各会計年度の出来高予定額に係る当該年度末の出来高に対する部分払をすることができる。

(中間前金払と部分払の選択)

第6条 中間前金払ができる場合において、中間前金払又は部分払のいずれかを請求するかについては、受注者が選択できるものとする。

2 発注者は中間前金払の請求を行ったときは、さらに部分払の請求をすることはできないものとする。この場合には、約款第38条は適用しないものとする。

3 発注者は、部分払の請求を行ったときは、さらに中間前金払の請求をすることはできないものとする。この場合には、約款第35条は適用しないものとする。

(中間前金払の申請)

第7条 中間前金払の支払を受けようとする受注者は、認定請求書(様式第1号)に約款第11条に基づく工事履行報告書を添えて、発注者に1部提出しなければならない。

2 発注者は、前項の請求を受けた場合には、工事履行報告書及び工程表により第3条に規定する要件を満たしていることを確認する。

3 発注者は、出来高の数値に疑義がある場合には、当該数値の根拠となる資料の提出を求め、詳細な調査を行う。

4 発注者は、前2項の調査において、中間前金払が妥当と認められるときは、認定調書(様式第2号)によって受注者に通知するものとする。

5 前項の認定を受けた受注者が中間前金払の支払を受けようとするときは、中間前金払の請求書に保証事業会社の前払金保証証書の原本を添えて発注者に提出しなければならない。

6 発注者は、前項の請求を受けた日から14日以内に支払うものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、福知山市上下水道事業管

理者が別に定める。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

## 認 定 請 求 書

工事番号	
工事名	
工事場所	福知山市 地内
工期	自 年 月 日 至 年 月 日
契約金額	円

上記の工事について、福知山市工事請負契約約款第35条第4項に基づいて中間前金払の認定を請求します。

発注者 福知山市上下水道事業管理者 様

年 月 日

住 所

受注者

商号又は名称  
代表者氏名

印

様式第2号（第7条関係）

# 認 定 調 書

受注者名	
工事番号	
工事名	
工事場所	福知山市 地内
工期	自 年 月 日 至 年 月 日
契約金額	円
摘要	
<p>上記の工事についてはその進捗状況を確認したところ、中間前金払をすることができる要件を具備していることを認定する。（認定しない。）</p> <p>年 月 日</p> <p>発注者 ⑩</p>	